

令和8年度 優良乳用牛導入支援事業 要望調査要領

第1 総則

優良乳用牛導入支援事業に係る要望調査の実施については、この要領に定めるものとし、事業の実施にあたっては、優良乳用牛導入支援事業補助金実施要領（以下、「実施要領」という。）の定めによるものとする。

第2 事業の目的

飼料価格の高騰等の影響を受け、飼養頭数、生乳生産量の減少等厳しい状況にある酪農経営について、県外からの優良初妊牛の導入に係る経費を支援し、生乳の安定的な生産供給体制、酪農生産基盤の維持を図る。

第3 事業内容

県外からの優良乳用雌牛の導入経費の一部を補助する。

第4 応募者の要件

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生乳販売を主とする酪農家
- (2) その他知事が必要と認めた団体

2 前項第2号の団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 複数名（少なくとも2戸以上）の生乳生産者で組織され代表者の定めがあること。
- (2) 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規定があること。
- (3) 年度ごとに事業計画、収支予算などが総会などで承認されていること。

第5 導入家畜の要件

- (1) 県外家畜市場もしくは全国酪農業協同組合連合会から購入するホルスタイン種の初妊牛。
- (2) 購入するホルスタイン種初妊牛の母牛の年間生乳生産能力が8,500kg以上、もしくは、父牛が乳用種雄牛総合指数、上位40位以内であること。
- (3) 国や地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構から乳用初妊牛の導入に係る補助金の交付を受けていないこと。

第6 補助対象経費および補助率等

(1) 補助対象経費

本事業の補助対象経費である購入費は、家畜の生体価格とし、輸送費や手数料などは含めないものとする。

(2) 補助率

定額 27.5 万円/頭以内（ただし、購入価格が 27.5 万円以下の乳用牛については、購入価格を上限とする。）

第 7 事業実施期間

令和 9 年 2 月 28 日までとする。

第 8 事業費

総額 8,250 万円（300 頭）

第 9 公募手続き

本事業の実施を要望する者は、必要書類を以下により提出するものとする。

1 提出書類

(1) 要望調査書

(2) 団体の定款、事業計画書など団体の活動が説明できる資料

2 公募期間

令和 8 年 4 月 13 日（水）～令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時必着

3 応募方法

メールとする。（提出先メールアドレス：aa043001@pref.okinawa.lg.jp）

4 応募書類の作成及び提出にあたっての注意事項等

(1) 応募書類に虚偽の記載や不備がある場合、審査対象外とする。

(2) 応募者が同一の内容で既に国や県から他の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合、審査の対象から除外し、又は割当頭数の決定を取り消すこととする。なお、国や県からの他の補助金等について採択が決定していない段階で本事業に申請することは差し支えないが、当該補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は本事業の割当頭数の決定を取り消す場合がある。

(3) 提出等に係る費用は応募者の負担とする。

第 10 審査方法等

1 割当頭数の決定

割当頭数の決定にあたっては、県において応募者から提出された書類について審査し、決定するものとする。なお、審査にあたり、県から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。また、提出された書類については、秘密保持に十分に配慮するものとし、審査以外で無断使用は行わない。

2 割当結果の通知

第9の1の審査により割当頭数を決定した時は速やかに応募者に割当頭数を通知する。なお、審査の経過は応募者に通知しないものとし、審査の結果についての問い合わせその他一切の照会には応じないものとする。

第11 応募書類の提出先・問い合わせ先

応募書類は沖縄県農林水産部畜産課に提出するものとする。なお、問い合わせは平日の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

<提出先・問い合わせ先>

沖縄県農林水産部畜産課生産環境基盤班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2269、メールアドレス：aa043001@pref.okinawa.lg.jp